

武蔵野市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 武蔵野市長 松 下 玲 子

武蔵野市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

武蔵野市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年3月武蔵野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>（職員に係る基準及び当該職員の員数）</p> <p>第5条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) （略）</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（<u>介護保険法施行規則第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者</u>をいう。以下同じ。）その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 （略）</p>	<p>（職員に係る基準及び当該職員の員数）</p> <p>第5条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) （略）</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（<u>介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員</u>をいう。以下同じ。）その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 （略）</p>	<p>字句の改正</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号）の施行に伴い、所要の改正をするものである。